

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】	3
◇ 告 示	
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請（2件）【環境局環境監視部環境監視課】	4
◇ 雑 報	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【公立大学法人北九州市立大学事務局企画管理課】	12

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準の適用期間を延長した上で、その一部の業種の当該基準を変更することにしました。
- 2 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の適用期間を延長した上で、その一部の業種の当該基準を変更し、及び一般排水基準への移行をすることにしました。  
この規則は、令和7年7月1日から施行することにしました。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 5 0 号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成 2 7 年北九州市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

付則別表のほう素及びその化合物（単位 ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）の項中「4 0」を「3 0」に、「令和 7 年 6 月 3 0 日」を「令和 1 0 年 9 月 3 0 日」に改め、同表のふっ素及びその化合物（単位 ふっ素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）の項中「1 2」を「1 0」に、「令和 7 年 6 月 3 0 日」を「令和 1 0 年 9 月 3 0 日」に改め、同表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位 アンモニア性窒素に 0. 4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1 リットルにつきミリグラム）の項中

「

ジルコニウム化合物製造業	3 5 0
モリブデン化合物製造業	1 3 0 0

を

」

「

モリブデン化合物製造業	1 3 0 0
-------------	---------

に、

」

「1 6 5 0」を「1 3 5 0」に、「令和 7 年 6 月 3 0 日」を「令和 1 0 年 9 月 3 0 日」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 292 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 7 年 6 月 27 日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町 13 番 2 号  
日揮触媒化成株式会社北九州事業所  
執行役員北九州事業所長 乗松達也

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町 13 番 2 号  
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	B-18-2 (MM1 研遠心分離機-5)
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 27 号ロに掲げる遠心分離機
能力	50ml × 20 本/時間

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	1～2 回/日
1 日当たりの使用時間	1 時間/回
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの通常  
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常  
の値及び最大の値

汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 0.001
	最大 0.002

水素イオン濃度	通常 10.2 最大 10.2
浮遊物質 (mg/l)	通常 190 最大 190
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 5 最大 5
窒素含有量 (mg/l)	通常 10未満 最大 10未満
リン含有量 (mg/l)	通常 3 最大 3

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 12, 100 最大 13, 873	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 40 最大 60	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg/l)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 4 最大 8	同左
窒素(アンモニア性等) (mg/l)	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 10 最大 15	同左

(5) 排水水に関する事項

ア 排水口名 No. 4排水口

イ 排水水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水水の量 ( $m^3$ /日)	通常 11,392 最大 12,988	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質 ( $mg/l$ )	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 ( $mg/l$ )	通常 40 最大 60	同左
燐含有量 ( $mg/l$ )	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 ( $mg/l$ )	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 ( $mg/l$ )	通常 4 最大 8	同左
窒素(アンモニア性等) ( $mg/l$ )	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 10 最大 15	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年6月27日から同年7月18日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書

を、令和7年7月18日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 293 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 7 年 6 月 27 日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
三菱ケミカル株式会社九州事業所  
九州事業所長 西村仁志

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
三菱ケミカル株式会社九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	H C 1 除去スクラバー（K P 2 T 2 5 1 - S 1）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 33 号りに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	塩化水素 72kg / 日

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常  
の量及び最大の量並びに汚染状態の通常値及び最大の値

汚水等の量 ( $m^3$ / 日)	通常 12 最大 12
水素イオン濃度	通常 1～7 最大 1～7
化学的酸素要求量 ( $mg$ / $l$ )	通常 6 最大 10
浮遊物質 ( $mg$ / $l$ )	通常 5 最大 10
窒素含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 5 最大 10
りん 含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 1 最大 1

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後  
の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値並びに当該汚水等の汚染状  
態の通常値及び最大の値

処理施設名 排水処理設備ASA2

項目	設置前	設置後
汚水等の量 ( $m^3$ / 日)	通常 9,302 最大 11,248	同左
水素イオン濃度	通常 6～9 最大 6～9	同左
化学的酸素要求量 ( $mg$ / $l$ )	通常 184 最大 230	同左
浮遊物質 ( $mg$ / $l$ )	通常 63 最大 86	同左
ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 — 最大 4	同左
フェノール類含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 — 最大 9	同左

窒素含有量 (mg/l)	通常 171 最大 254	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 10.1 最大 38	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 1 最大 6	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 5排水口

イ 排水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 57,025 最大 76,955	同左
水素イオン濃度	通常 5～9 最大 5～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 40 最大 45	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 30 最大 40	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 — 最大 1	同左
フェノール類含有量 (mg/l)	通常 — 最大 1	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 60 最大 120	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 2.6 最大 9	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 6 最大 6.7	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年6月27日から同年7月18日まで（日曜日及び土曜日を除く）

。

) の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 7 年 7 月 18 日までに前項第 2 号の場所に到着するように提出すること。

## 公立大学法人北九州市立大学公告第7号

一般競争入札により、公立大学法人北九州市立大学政府調達取扱規程（平成31年北九大規程第5号。以下「政府調達取扱規程」という。）第3条に規定する特定調達契約を締結するので、政府調達取扱規程第6条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年6月27日

公立大学法人北九州市立大学理事長 津 田 純 嗣

### 1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

ナノスケールX線構造評価装置 一式

(2) 購入物品の仕様 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所 北九州市若松区ひびきの1番1号

公立大学法人北九州市立大学ひびきのキャンパス

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 公立大学法人北九州市立大学及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、公立大学法人北九州市立大学事務局総務課（電話093-964-4004）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年7月17日までに、競争入札参加資格審査申請しなければならない。

- (1) 申請書類の提出方法等
  - ア 方法 持参又は書留郵便により提出すること。
  - イ 場所 公立大学法人北九州市立大学事務局総務課  
北九州市小倉南区北方四丁目2番1号
  - ウ 日時 公告の日から令和7年7月17日の午後5時までに必着のこと。
- (2) 申請書類 入札説明書で定めるとおり
- (3) 審査基準 前項第1号及び第3号並びに以下のいずれにも該当する者であること。
  - ア 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
  - イ 業務に関し、法律上必要とする資格を有する者であること。
  - ウ 租税を滞納していない者であること。
- (4) 審査結果 競争入札参加資格の審査結果は、令和7年7月24日までに通知する。

#### 4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 公立大学法人北九州市立大学事務局企画管理課  
北九州市若松区ひびきの1番1号
  - イ 日時 この公告の日から令和7年8月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の配布方法 公立大学法人北九州市立大学ホームページ（<https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/procurement/chotatsu.html>）からダウンロードする方法により配布する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で配布する。
- (3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。
- (4) 競争参加の申出書の提出
  - ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年7月17日の午後5時までに競争参加の申出書を公立大学法人北九州市立大学事務局企画管理課に提出しなければならない。
  - イ 郵送による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、第1号アの場所に書留郵便により、令和7年7月17日の午後5時までに必着のこと。
- (5) 郵送による場合の入札書の提出期限

第1号アの場所に書留郵便により、令和7年8月5日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区ひびきの1番1号  
北九州市立大学ひびきのキャンパス事務棟4階第1会議室

イ 日時 令和7年8月6日 午前11時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、公立大学法人北九州市立大学契約規程（平成17年北九大規程第47号。以下「契約規程」という。）第27条第6項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札。

イ 競争入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をした者がした入札。

ウ 契約規程第12条各号のいずれかに該当したとき。

(4) 落札者の決定方法 契約規程第9条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

公立大学法人北九州市立大学事務局企画管理課

郵便番号 808-0135 北九州市若松区ひびきの1番1号

電話 093-695-3320

Email h-shisetsu@kitakyu-u.ac.jp

6 Summary

(1) Product and Quantity

NANO-Scale X-ray Scattering System 1Set.

( 2 ) Fulfillment period

March 31, 2026

( 3 ) Deadline of Tender (by hand)

11:00 a.m., August 6, 2025

( 4 ) Deadline of Tender (by mail)

5:00 p.m., August 5, 2025

( 5 ) For further information, please contact :

Management and General Administration Department, The University of  
Kitakyushu

1-1 Hibikino, Wakamatsu-ku, Kitakyushu-city 808-0135 Japan

TEL 093-695-3320

Email [h-shisetsu@kitakyu-u.ac.jp](mailto:h-shisetsu@kitakyu-u.ac.jp)